９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市町村の推進体制の整備等

（１）中心市街地活性化担当部局の設置

活力都市創造部内にまちづくり推進課を設置して、中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を担当している。

【令和８年４月１日現在】

・活力都市創造部（部長、次長、次長（担当：技術）　計３名）

・中心市街地活性化推進課（課長、専任職員　計９名）

（２）庁内の連絡調整のための会議等の開催状況

①第５期富山市中心市街地活性化基本計画庁内策定委員会の開催

計画の策定にあたり、庁内策定委員会を設置し、基本計画の内容について検討や、庁内関係部局との連携・調整を図り、活性化に向けて取り組む各種事業を円滑に実施するための体制を整えた。

■庁内策定委員

区分	所属・役職
委員長	活力都市創造部次長（担当：技術）
副委員長	商工労働部次長
委員	企画管理部次長
〃	財務部次長
〃	福祉保健部次長
〃	こども家庭部次長
〃	市民生活部次長
〃	環境部次長
〃	農林水産部次長
〃	建設部次長
〃	教育委員会事務局次長（担当：総務・社会教育）
事務局	活力都市創造部　まちづくり推進課

■庁内策定委員会の開催経緯

年月日	議題等
令和８年９月28日	・第４期富山市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第５期富山市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和８年10月13日	・第５期富山市中心市街地活性化基本計画の策定について（参考指標の設定） ・計画に位置づける新規事業について

②庁内ワーキンググループ会議の開催

計画の策定にあたり庁内関係課を構成員としたワーキンググループ会議を開催し、中心市街地における課題の洗い出しや既存事業の拡充、新規事業の検討などを部局横断的に実施した。

■庁内ワ―キンググル―プの構成員

１.都市計画課、２.交通政策課、３.建築指導課、４.住宅政策課、５.交通施設課
６.景観政策課、７.建設政策課、８.スポ―ツ健康課、
９.コンベンション・薬業物産課、１０.商工労政課、12.観光政策課、
１３.企業立地課、１４.文化国際課、１５.長寿福祉課、１６.こども支援課、
１７.学校教育課（各１名）、１８.まちづくり推進課（４名）　合計２１名

■庁内ワ―キンググル―プ会議の開催状況

年月日	議題等
令和８年７月27日	・第５期富山市中心市街地活性化基本計画について ・課題解決のための既存事業の拡充、新規事業の提案について







（３）富山市議会における中心市街地活性化に関する審議または討議の内容

令和５年６月定例会 （平成５年６月12日）	【質問要旨】 中心市街地のまちづくりの状況について、当局の答弁を求めます。 【活力都市創造部長答弁要旨】 中心市街地は、本市が進める公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりにおいて、広域的な都市機能の集積を図る市域全体の拠点と位置づけられており、中心市街地の活性化は、人口減少・超高齢社会などに対応するとともに、本市が将来にわたって持続可能な都市経営を確保していくために重要な取組であります。 このため本市では、平成１９年に国から全国第１号となる第１期中心市街地活性化基本計画の認定を受けて以来、これまで４期にわたり国から認定を受け、中心市街地の活性化に継続的に取り組んでおります。 令和４年度から令和８年度までの５か年を計画期間とする第４期計画においては、中心市街地の都市像を「魅力的な都市空間を舞台に、未来を担う人材が生まれ、笑顔あふれる活力あるまち」と設定し、その実現のため、「公共交通・都市空間」「商業・賑わい」「暮らし」の３つの観点により計画に位置づけた６２事業に、官民一体となって鋭意取り組んでいるところであります。 第４期計画では４つの目標指標を掲げており、このうち、中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量と中心市街地の居住人口の社会増については、富山駅周辺における大規模商業施設の開業やマンションの建設などが要因となり、いずれも現時点で目標値を上

	回っております。 　残る２つの目標指標である市内電車１日平均乗車人数と中心市街地の健康な高齢者の割合については、令和４年度実績で目標値に届いておりませんが、今後、事業の進捗に伴い数値が上向くものと考えております。 　本市といたしましては、中心市街地は市域全体の拠点であり、本市の顔とも言える重要な場所であることから、魅力的な都市空間の創出や回遊性の向上を図ることにより、子どもから高齢者まで幅広い世代が集いにぎわう中心市街地となるよう、引き続き、計画に位置づけた６２事業を官民一体で着実に進めてまいりたいと考えております。

令和７年12月定例会 （平成７年12月３日）	【質問要旨】 　第１期から第４期までの約２０年間にわたる中心市街地活性化基本計画に基づく取組に対する評価と今後の課題をお聞かせください。 　富山駅周辺地区と中心商業地区における歩行者通行量調査で見えてきたそれぞれの地区の強みと課題について、見解をお聞かせください。 　中心商業地区において２０歳未満の訪れる人が少ない要因をどのように捉えているのか、また、この課題にどのように対応していくのか、見解をお聞かせください。 【市長答弁要旨】 　本市では、平成１９年に全国の第１号であった第１期富山市中心市街地活性化基本計画の認定を受けて以来、約２０年間にわたり継続的に中心市街地の魅力向上に取り組んでまいりました。 　この間、ガラス美術館、図書館本館やオ―バ―ド・ホ―ル中ホ―ルなどの文化教育施設、また、議員からも紹介ありましたグランドプラザ、ウエストプラザ、ブ―ルバ―ル広場などのにぎわいの核となる広場といったハ―ド面の整備を行ってまいりました。 　また、一般社団法人トヤマチミライ、株式会社富山市民プラザなどの民間のまちづくり団体や、市民の皆さんあるいは商業者の皆さんと協力した多彩なイベントの開催など、ソフト面の充実にも取り組んでまいったところであります。 　こうしたことから、令和６年度末時点では、第４期中心市街地活性化基本計画に位置づけた４つの目標指標のうち、日曜日における中心商業地区及び富山駅周辺地区の歩行者通行量など、２つの指標で目標値を上回っております。 　しかしながら、中心市街地における歩行者の年代別内訳を見ると、議員御指摘のとおり、富山駅周辺地区では３０歳代以下の割合が全体の半数を超え、日常的に若い世代の往来が見受けられるなど、幅広い世代によるにぎわいを見せておりますが、中心商業地区では２０歳代未満の割合が全体の５％程度で推移するなど、若年世代の往来が少ない状況になっております。 　また、本年６月に実施いたしました富山市民意識調査では、本市の印象について、趣味やレジャ―を楽しめる施設が充実していると回答された割合が２６．２％と、１５の設問の中で最も低い結果となりました。加えて、住みやすいが遊び場が少ない、イベントが少ないなどといった意見も多くいただいており、こうした意見は中心商業地区に対する若者の気持ちの表れであるものと受け止めております。

	こうした状況は多くの若者にとっては、今の中心商業地区に日常的に訪れる理由がなく、さらに申せば、ゲームやスポーツを楽しむことができる商業施設をはじめ、リーズナブルで気軽に利用できる飲食店や、おしゃれでＳＮＳ映えするカフェなどが少なく、魅力の乏しい場所になってしまっているのではないかと考えている次第であります。 このため、市による新規店舗の開業支援や居住誘導に加え、アミューズメント施設や教育施設、子育て関連施設の誘致など、中心商業地区をたまに使う場所から日常的に立ち寄る居場所へ構造的に変化させることが必要であり、まちづくりや商業振興の担当部局だけではなく、教育、福祉、子育て、文化などの関連部局が連携しながら、部局横断の観点で総合的にまちづくりに取り組んでいくことが必要になっているのではないかと考えております さらに、本市だけで取組を進めるのではなく、民間事業者あるいは市民の皆様にも協力をいただき、オール富山市で戦略的に取り組んでまいることが必要だと思っています。

令和８年３月定例会 （平成８年３月５日）	【質問要旨】 中心市街地は市全体の面積の僅か０．４％でありながら市税収入（固定資産税や都市計画税）の約２３％を稼ぎ出し、他地域への税の還流を支える都市のエンジンとしての役割を立派に果たしています。 しかし、足元の中心商業地区に目を向けると、空き店舗率は２４．４％と高止まりし、通行人の約６割が４０歳以上で占められるなど、若い世代とのミスマッチが深刻化しています。 令和９年３月には屋内スケート場を備えた中央通りＤ北地区の再開発がいよいよ完成します。この大規模投資を機に、中心市街地活性化事業はたまに使う場所から日常的に立ち寄る居場所への構造的変化が必要であり、部局横断の取組が不可欠との認識が示されました。 中央通りＤ北地区の再開発の完成を見据え、教育、福祉、子育てなど、関連部局が連携したソフト面の充実を令和８年度予算にどう具体化させるのかお聞かせください。 【活力都市創造部長要旨】 本市におきましては、中心市街地活性化基本計画に掲げる笑顔あふれる活力あるまちを実現するため、これまでも商業振興のみならず、子育て、福祉、教育、公共交通など、多様な分野が連携した部局横断的な取組を推進してきたところであります。 中央通りＤ北地区の再開発事業の完成はこうした総合的なまちづくりをさらに加速させる契機であり、同計画に位置づけた施策を着実に推進しながら中心市街地全体の魅力と滞在価値の向上に取り組んでまいります。 令和８年度におきましても、まちなかのにぎわいの核となるグランドプラザでの冬季のエコリンクやダンボール迷路をはじめ、積み木やアスレチックなど、年間を通じて子どもが遊べる多彩なイベントを開催いたします。これらの取組は、子育て世代を中心に多くの来街者を呼び込み、中心市街地での滞在時間を延ばし、周辺商店街への回遊とにぎわいの創出につながるものであり、今後も関係部局や民間団体と連携した広報活動を

	行い、若者やファミリー層が繰り返し訪れたくなる企画の充実に取り組んでまいります。 　また、部局横断的なソフト事業の１つであるヒマワリプロジェクトにおいては、ヒマワリをテーマとしたインスタレーションの実施、さらには、保育園児によるまちなかでの種まきイベントなど、多彩な事業を展開しております。　加えて、高齢者や子育て世代の外出を後押しするおでかけ支援事業と連動させることにより、世代を超えて、ヒマワリを楽しみながら中心市街地を訪れるきっかけを創出しております。　こうした取組によりまちなかに彩りと季節感が生まれ、交流とにぎわいの広がりにつながっているところであります。　さらに、本定例会の当初予算案に新規事業として提案している恋するセントラム事業については、部局横断的な婚活支援事業の一環として実施するものであり、中心市街地を走る路面電車セントラムを出会いと交流の舞台とすることで若い世代がまちなかを身近に感じる機会を創出するとともに、イベント後の商店街での飲食や回遊にもつなげてまいりたいと考えております。 　次に、新規出店サポート事業等を活用し、若者が主体的に来街する居場所への構造的変化について、部局横断でどう進めていくのかにお答えをいたします。 　議員御指摘のとおり、中心商業地区において２０歳未満の来街割合が少ない要因につきましては、若者の感性やニーズと現状の商店街の業種構成との間にミスマッチが生じていることなどによるものと考えております。 　一方で、シネマコンプレックスであるＪＭＡＸＴｈｅａｔｅｒとやまやグランドプラザのイベント、ＴＯＹＡＭＡキラリ内の市立図書館の閲覧室には多くの若者が訪れていることから、目的があれば、若者も中心市街地に来街しているところであります。 　こうしたことから本市では、これまでも富山市新規出店サポート事業補助金の活用によりＳＮＳ発信型カフェ、サブカルチャーの発信拠点など、若者ニーズに合致する業種の出店を後押ししてきたところであります。 　さらに、令和８年度におきましては、教育機関である青池学園やプロバスケットボールチームの富山グラウジーズと連携し、学生による子ども食堂など、企画立案から実装までを支援する仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。 　あわせて、商業振興にとどまらず、子育て支援、文化・スポーツ、交流事業などを重層的に展開することにより、用事があるから来るまちから居場所があるから訪れ、滞在するまちへと質的転換を図り、若者が主体的に関われる環境の創出に努めてまいります。 その上で、令和８年度に策定を予定している第５期中心市街地活性化基本計画においては、これらの取組を体系的に位置づけ、関係部局が緊密に連携することで、若者や子育て世代をはじめ、多様な世代が集い、交流し、日常的に訪れたくなる中心市街地の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律（以下、「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、㈱まちづくりとやま（現・㈱富山市民プラザ）及び富山商工会議所が共同設立者となり、平成 18 年 8 月 30 日、富山市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会の構成員は、都市機能の増進または経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者を含む 11 団体の代表である。

基本計画の進捗や新たな状況に対応していくため、適宜、協議会を開催し、具体的な中心市街地の活性化策等について十分検討・協力を行うこととしている。

（２）構成員及び開催状況

■協議会の構成員

団体名	根拠法令	役　　職
富山商工会議所	法第15条第1項第2号イ関係（商工会議所）	会頭
富山商工会議所	法第15条第１項第2号イ関係（商工会議所）	専務理事
㈱富山市民プラザ（※）	法第15条第1項第1号ロ関係（まちづくり会社）	代表取締役
富山市	法第15条第4項関係（市）	活力都市創造部長
㈱大和	法第15条第4項関係（商業者）	富山店　取締役店長
富山市商店街連盟	法第15条第4項関係（商業者）	会長
富山地方鉄道㈱	法第15条第4項関係（交通事業者）	専務取締役
㈱北陸銀行	法第15条第8項関係（地域経済）	常務執行役員
北陸電力㈱	法第15条第8項関係（地域経済）	常務執行役員
富山商工会議所女性会	法第15条第8項関係（地域経済）	会長
㈱シ―・エ―・ピ―	法第15条第8項関係（地域メディア）	代表取締役社長
NiX JAPAN（株）	法第15条第8項関係（コンサルタント）	代表取締役社長

（※）令和７年度における本市の出資比率は、53.15%。

■協議会の開催状況

〇令和８年度

年月日	議題
第１回 令和８年５月18日	・令和７年度事業報告並びに収支決算について ・令和８年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・「認定中心市街地活性化基本計画の中間フォロ―アップに関する報告」に係る協議会の意見について ・第４期富山市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第２回 令和８年８月５日	・第５期富山市中心市街地活性化基本計画の概要、実施事業等について
第３回 令和８年10月26日	・第５期富山市中心市街地活性化基本計画（案）の諮問について
第４回 令和８年11月４日 （予定）	・第４期富山市中心市街地活性化基本計画（案）の答申について

（３）法第15条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

〇第１項第１号ロの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「株式会社富山市民プラザ」を組織の構成員としている（令和３年度における本市の出資比率は53.15%）。
〇第１項第２号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、富山商工会議所を組織の構成員としている。
〇第３項の規定に基づき、富山商工会議所ホ―ムペ―ジにおいて公表を行っている。
〇第４項及び第５項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、交通事業者、地域メディア、コンサルタントを構成員（協議会規約第５条第１項第３号から第５号までに基づく会員）として加えている。
〇第５項の規定に基づき、参加申出があった者は会員に追加している。
〇第６項の規定については、協議会規約第５条第１項第５号に基づき参加を要請することができる。
〇第７項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めることができる。
〇第８項の規定に基づき、関係団体・機関を会員として加えている。
〇第９項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
〇第10項の規定に基づき、会議において協議が整った事項については会員が尊重している。
〇第11項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を「富山市中心市街地活性化協議会規約」で定めている。

（４）基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書（R8年11月13日答申）

中心市街地活性化基本計画（案）について（答申）

（５）富山市中心市街地活性化協議会規約

（協議会の設置）

第１条　富山商工会議所及び株式会社富山市民プラザは、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第２条　前条に規定する中心市街地活性化協議会は、富山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第３条　協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

(1)　法第９条第１項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）

(2)　法第９条第１０項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項

(3)　前２号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第４条　協議会の事務所は、富山市中心市街地の区域内に置く。

（協議会の構成員）

第５条　協議会は、次の者をもって構成する。

(1)　富山商工会議所

(2)　株式会社富山市民プラザ

(3)　富山市

(4)　法第１５条第４項第１号及び第２号に規定する者

(5)　前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

２　前項第４号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

３　前項の申出により協議会の構成員となった者は、第１項第４号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（協議会の組織）

第６条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第７条　会長は、富山商工会議所会頭をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

５　会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第８条　委員は、第５条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

２　委員は、非常勤とする。

（会議）

第９条　協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が召集する。

２　会長は、委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
３　会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第１０条　会議は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、開くことができない。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
（協議結果の尊重）
第１１条　協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。
（幹事会の設置）
第１２条　法第９条第２項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
（事務局）
第１３条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局の運営に必要な事項は、株式会社富山市民プラザが処理する。
（経費の負担）
第１４条　協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。
（協議会の監査）
第１５条　協議会の出納を監査するため、監事２人を置く。
２　監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
３　監事は、非常勤とする。
４　監事は、第１項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）
第１６条　協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（費用弁償等）
第１７条　会長、副会長、委員及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。
２　前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。
（解散の場合の措置）
第１８条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、株式会社富山市民プラザがこれを決算する。
（補則）
第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
附　則
第１条　この規約は、平成１８年８月３０日から施行する。
第２条　この規約については一部改正し、令和元年５月１４日から実施する。

［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

（１）客観的現状分析、ニ―ズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的なデ―タの客観的な把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[２]中心市街地活性化の課題」、及び、「２．中心市街地の位置及び区域」の「【３】中心市街地の要件に適合していることの説明」内の第１号要件、第２号要件において、統計的デ―タによる客観的な把握・分析を記載している。

②地域住民のニ―ズの客観的な把握・分析

第５期計画の策定においては、次の調査結果等を参考としている。

【令和７年度富山市民意識調査】
実施期間：令和７年５月～6 月
調査方法：郵送留め置き方式（回収は郵送またはインタ―ネットによる）
対 象 者：富山市内に現住する満 18 歳以上の方
回 答 数：標本数 5,000、有効回収数 2,197、有効回収率 43.9%

【令和５年度まちづくりに関する市民アンケート調査】
実施期間：令和６年１月
調査方法：郵送（回収は郵送のみ）
対 象 者：富山市内に現住する満１８歳以上の市内在住者
回 答 数：標本数 6,000、有効回収数 2,408、有効最終率 40,1%

③第４期計画に基づく取組の把握・分析

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[１]これまでの中心市街地活性化に関する取組みの検証」において、第４期計画の取組状況に基づく把握・分析を記載するとともに、[２]中心市街地活性化の課題」に、その把握・分析を踏まえた課題を記載している。

（２）様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携、調整

地域住民等の様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで中心市街地の活性化に取り組むために、基本計画の策定にあたって、日頃から様々な主体との連携・調整等を行っている。

①富山駅周辺エリア官民連携プラットフォーム「一般社団法人トヤマチミライ」

北陸新幹線の開業や南北自由通路の開通、路面電車の南北接続などの転換期において、これまで南北の各団体がそれぞれ行っていた「点」の活動から連携した面の活動による新たな富山駅周辺地区を作り上げていくため、地域団体、企業、行政を構成員とした官

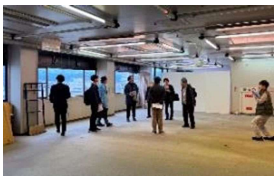
民連携プラットフォーム「一般社団法人トヤマチミライ」が設立され、未来ビジョン「つむぐ、むすぶ」を策定。富山駅をハブとしたにぎわいのネットワークを形成し、南北一体的な賑わいの創出を図るため、官民が連携し、継続的な取組を実施。






②富山市中心商店街エリアまちづくりプラットフォーム

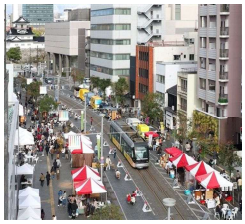
中心商店街エリアは空き店舗、空きビルが増加するなか、再開発による賑わい拠点の整備や大手企業の移転を控えるなど大きな節目を迎えている。今後のあり方について、各商店街関係者や不動産オーナー、地域企業、金融機関、行政などを構成員とした準備委員会により、複数のワークショップや先進地視察を経て多角的な議論が重ねられ、既存ストックの活用やリノベーション、出店促進等のよる賑わい創出を目的としたまちづくりプラットフォームが設立された。ワークショップや社会実験、勉強会などでエリアの強み・弱みなど課題を整理し、市民やエリアの出店者、地権者、関係団体を巻き込んだ意識醸成を図りながら、令和８年度にあるべき将来像となるエリアビジョンを策定。



③富山トランジットモール実行委員会

平成２９年に大手モールの道路空間を最大限活用したトランジットモールの実証実験経て、行政を事務局とした「大手モール周辺賑わい創出実行委員会」が設立された。開催から７年を経て、令和６年度からは地域の企業が事務局を担い、商業者や地域関係者を中心に構成された民間主導の組織体「富山トランジットモール実行委員会」が設立され、行政による社会実験から、民間による地域の賑わい創出事業へと転換。毎年４回のイベント開催や、地域清掃活動などを継続的に実施、今後も地域に根付き、多くの市民に親しまれた中心市街地のゆとりと賑わいにみちた地域まちづくり活動を目指す。





④パブリックコメントの実施

市民の意見を基本計画に反映するために令和８年１０月２６日から１１月１０日まで基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、策定の参考とした。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［１］都市機能の集積の促進の考え方

（１）中心市街地への都市機能の集積のための方針

本市の中心市街地は、上位計画において「公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中のコンパクトなまちづくり」の中心拠点として位置付けられており、その具現化に向けて、これまで中心市街地への都市機能の集積に取り組んできているところである。今後も引き続き、市街地再開発事業や空き店舗等の活用、大型商業施設等誘致事業の実施等により、中心市街地にふさわしい都市機能の集積促進を図るものとする。

①第 2 次富山市総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）

第 2 次富山市総合計画では、基本理念を「安らぎ・誇り・希望・躍動」、都市像を「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」と設定した上で、将来目指すべき都市構造を「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を設定している。

また、これを具現化する主要施策として「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」「歩いて暮らせるまちづくりの推進」「まちなか居住の推進」「交通体系の整備」等を位置づけている。

②第 3 期富山市まち・ひと・しごと総合戦略(令和 7 年 3 月策定、令和 8 年 3 月改訂)

令和 8 年 3 月に改訂された第 3 期富山市まち・ひと・しごと総合戦略では、中心市街地については、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指すこととし、令和 3 年 3 月に改訂された第 2 期富山市まち・ひと・しごと総合戦略では、中心市街地については、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指すこととし、路面電車の南北接続事業により南北市街地の分断が解消され、今後人の流れが大きく変化すると予想されることから、引き続きまちなかの賑わい創出と商業・文化機能の集積に取り組むことが掲げられている。

また、誰もが歩きたくなる環境づくりを進め、多様な世代が街に出かけ活発に交流することのできる魅力的なライフスタイルの実現を支援するなどにより市内外の誰からも「選ばれるまち」を目指すこととしている。

③富山市都市マスター プラン(令和 8 年 3 月策定)

令和 8 年 3 月に策定された富山市都市マスター プランでは、まちづくりの理念を「『公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を市民や事業者の皆さんと目指す。」としており、徒歩と公共交通により「車に過度に頼らない生活の実現」や、お団子と串から成る「多核型の都市構造」、都市のアセットを最大限に活かした「都市の再構築」を行うことを目指している。この中で中心市街地を、地域生活拠点の生活像「都心地区・都心コア」と位置付けている。

④富山市立地適正化計画(平成 29 年 3 月策定、令和 5 年 11 月変更)

富山市の立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスタープラン」の一部に位置付けられる。また、本市では、これまで「富山市都市マスタープラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組んできたことから、立地適正化計画においても「富山市地域公共交通網形成計画」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指す。

（２）郊外での開発を抑制し、中心市街地への都市機能集積を図るための措置

①準工業地域における大規模集客施設の立地制限

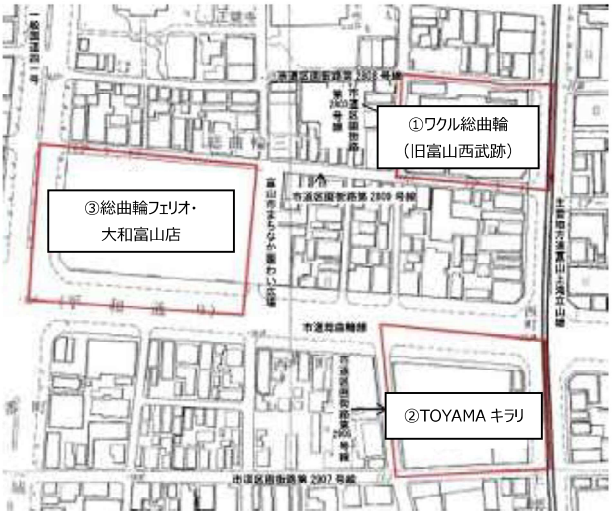
本市では、今後新たに郊外部に大規模集客施設が立地し、中心市街地活性化の取組の効果が薄れることを防ぐため、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている。(次項「都市計画手法の活用」参照)

②大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

中心市街地への商業集積の促進を図るため、平成 19 年 8 月 31 日、富山市の中心市街地において大規模小売店舗立地法の特例区域を指定し、大型店の出店等に伴う法定手続きを緩和する特例措置を適用した。

下記の３地区を第一種特例区域として指定した。

区域	面積
①ワクル総曲輪(旧富山西武跡)	0.5ha
②TOYAMA キラリ	0.7ha
③総曲輪フェリオ・大和富山店	1.1ha
合計	2.3ha



［２］都市計画手法の活用

基本計画の認定基準となる、準工業地域における特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限については、平成 18 年 11 月に開催した富山市都市計画審議会において、特別用途地区を都市計画に定めることについて議決を得た。

特別用途地区内の建築規制を定める条例については、同年 12 月の富山市議会定例会で可決、同年 12 月に公布（富山市条例第 76 号）し、平成 19 年 1 月に都市計画決定の告示と同時に施行した。

その後、平成 28 年 6 月に施行された改正建築基準法により、用途地域の指定がない区域における大規模な集客施設の対象用途に、新たにナイトクラブその他これに類するものが追加された。これに伴い、本条例においても同様の改正を行い、同年 9 月に公布（富山市条例第 66 号）し、同年 10 月に施行した。

［3］都市機能の集積のための事業等

４～８に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次のとおりとする。

分類	事業名
４．市街地の整備改善のための事業	・松川護岸ウォーカブルフラワープロジェクト ・合流式下水道管更新事業 ・火防水路改良事業 ・歩道のリフレッシュ事業 ・富山駅周辺地区土地区画整理事業 ・富山駅東口周辺整備事業（富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業） ・富山駅付近連続立体交差事業（富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業） ・富山駅周辺公共施設維持管理事業（富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業） ・街路事業（都市計画道路堀川線） ・中央通りＤ北地区第一種市街地再開発事業 ・桜木町地区第一種市街地再開発事業 ・西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業 ・旧八人町小学校跡地活用事業 ・城址公園整備事業 ・中心市街地美観創出保全事業 ・まちなか景観形成推進事業 ・地域コミュニティ醸成事業
５．都市福利施設を整備する事業	・（仮称）とやまくすりミュ―ジアム整備・運営事業 ・地域包括ケア拠点施設運営事業 ・まちなか芸術・文化施設等運営事業 ・まちなか病院運営事業 ・角川介護予防センタ―管理運営事業
６．居住環境の向上のための事業	・まちなか居住推進事業 ・空き家等利活用推進事業 ・移住促進事業 ・生活利便施設充実事業 ・中央通りＤ北地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・桜木町地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業【再掲】
７．経済活力の向上のための事業	・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 ・富山市新規出店サポ―ト事業 ・富山市商店街空き店舗・空き地活用事業 ・まちなかイベント開催事業 ・まちなか賑わい施設運営事業 ・富山市商店街等活性化事業 ・創業推進事業 ・企業誘致等推進事業 ・大型商業施設等誘致事業 ・中央通りＤ北地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・桜木町地区第一種市街地再開発事業【再掲】 ・西町北・総曲輪地区第一種市街地再開発事業【再掲】
８．４から７までの事業と一体的に推進する事業	・中心市街地コミュニティバス運行事業 ・富山駅北ブ―ルバ―ル等利活用事業 ・自転車市民共同利用システム ・交通空間賑わい実証事業 ・アイススケートリンク効果促進事業 ・旧八人町小学校跡地活用事業【再掲】 ・富山駅周辺地区土地区画整理事業【再掲】 ・富山駅東口周辺整備事業（富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業）【再掲】 ・富山駅付近連続立体交差事業（富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業）【再掲】 ・ 富山駅周辺公共施設維持管理事業（富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業）【再掲】 ・富山市総合体育館Ｒコンセッション事業

［４］その他の事項

（１）中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況は下記の通りである。

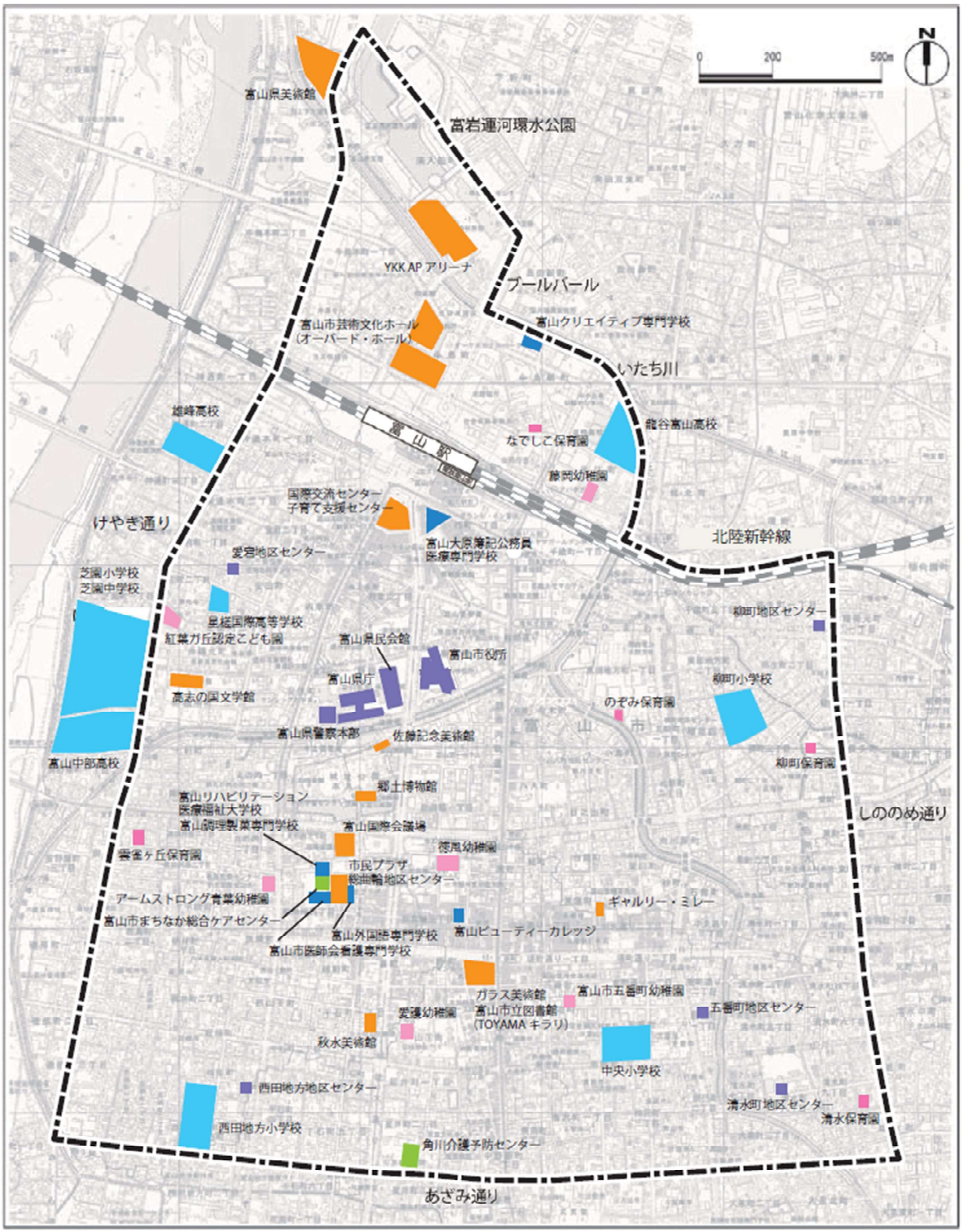
【中心市街地の主な公共公益施設】

施設名	所在地	施設規模（延床面積）	設置年
富山市役所	新桜町	43,480 ㎡	平成 4 年度
富山国際会議場	大手町	13,272 ㎡	平成 11 年度
富山市芸術文化ホール（オーバードホール）	牛島町	55,352 ㎡	平成 8 年度
YKK AP アリーナ	湊入船町	28,681 ㎡	平成 11 年度
富山市角川介護予防センター	星井町	3,702 ㎡	平成 23 年度
富山市民プラザ	大手町	22,748 ㎡	平成元年
富山市郷土博物館	本丸	946 ㎡	昭和 29 年度
富山市佐藤記念美術館	本丸	1,413 ㎡	昭和 36 年度（平成 14 年度から市に移管）
とやま市民交流館	新富町	2,483 ㎡	平成 15 年度
とやま駅南図書館	新富町	1,759 ㎡	平成 20 年度
とやまこどもプラザ（富山市子育て支援センター、こども図書館）	新富町	795 ㎡	平成 24 年度
富山市ガラス美術館（ＴＯＹＡＭＡキラリ）	西町	7,917 ㎡	平成 27 年度
富山市立図書館本館（ＴＯＹＡＭＡキラリ）	西町	9,087 ㎡	平成 27 年度
富山市まちなか総合ケアセンター	総曲輪	2,476 ㎡	平成 29 年度

【上記以外の公共公益施関連施設】

項目	施設数	施設名称
地区センター	7	総曲輪地区センター、愛宕地区センター、八人町地区センター、五番町地区センター、柳町地区センター、清水町地区センター、西田地方地区センター
保育所・保育園	5	清水保育所、柳町保育所、雲雀ヶ丘保育園、なでしこ保育園、のぞみ保育園
幼稚園・認定こども園	6	アームストロング青葉幼稚園、徳風幼稚園、藤園幼稚園、愛護幼稚園、富山市五番町幼稚園、紅葉ガ丘認定こども園
小学校	3	西田地方小学校、中央小学校、柳町小学校 ※区域に隣接して芝園小学校
中学校	0	※区域に隣接して芝園中学校
高校	2	星槎国際高等学校、龍谷富山高校 ※区域に隣接して富山中部高校、雄峰高校
専門学校	7	富山外国語専門学校、富山クリエイティブ専門学校、富山ビューティーカレッジ、富山大原簿記公務員医療専門学校、富山リハビリテーション医療福祉大学校、富山調理製菓専門学校、富山市医師会看護専門学校
美術館・博物館	3	秋水美術館、ギャルリ・ミレー、高志の国文学館 ※区域に隣接して富山県美術館

【中心市街地の公共公益関連施設位置図】



（２）大規模小売店舗の立地状況

店舗面積１ 万㎡以上の大規模小売店舗は、中心市街地内に 3 店舗、区域外に 6 施設ある。

店舗面積１ 万㎡以下の大規模小売店舗は、中心市街地内に 7 店舗、区域外に 73 店舗あり、主に郊外部の幹線道路沿道に立地している。

【中心市街地における大規模小売店舗】

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
1	総曲輪フェリオ	総曲輪	2007.9	32,048	中心市街地
2	MAROOT	明輪町	2022.3	12,303	中心市街地
3	マリエとやま	桜町	1987.9	11,418	中心市街地
4	シック（CiC）	新富町	1992.3	10,582	中心市街地
5	きときと市場とやマルシェ	明輪町	2015.3	1,945	中心市街地
6	西町・総曲輪再開発ビル	総曲輪	2004.8	1,899	中心市街地
7	ピアゴ富山西町店	上本町	1972.7	1,861	中心市街地
8	スーパーマーケットバロー清水町店	清水町	2011.11	1,720	中心市街地
9	アーバンプレイス・富山市芸術文化ホール	牛島町	1996.7	1,502	中心市街地
10	SOGAWA BASE	総曲輪	1974.10	1,463	中心市街地

（資料：東洋経済「全国大型小売店総覧 2027」）

【中心市街地を除く富山市全体の大規模小売店舗】

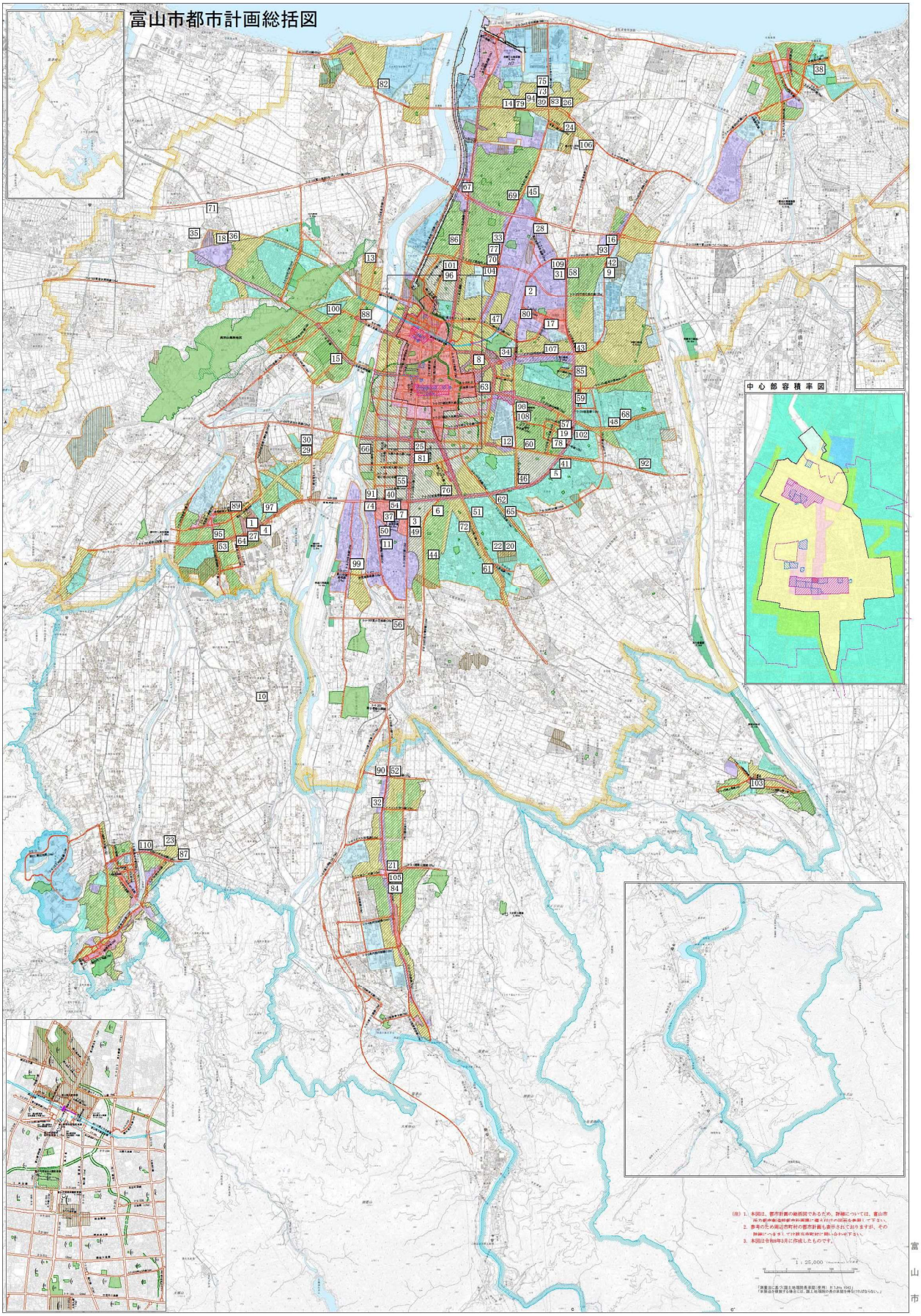
No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
1	フューチャーシティ　ファボーレ	婦中町	2000.10	34,954	中心市街地外
2	フェアモール富山	上冨居	1998.10	21,770	中心市街地外
3	アピタ富山店	上袋	1987.10	16,541	中心市街地外
4	スポーツデポファボーレ婦中店	上袋	2000.10	15,293	中心市街地外
5	ホームセンタームサシ富山店	中川原	1996.9	13,774	中心市街地外
6	マイプラザ	堀川町	1988.11	12,817	中心市街地外
7	アクロスプラザ富山掛尾	掛尾町	2026.6	12,547	中心市街地外
8	アピアショッピングセンター	稲荷元町	1985.4	11,233	中心市街地外
9	ファニチャーパークK3	新庄銀座	2000.12	9,959	中心市街地外
10	コメリホームセンター	婦中町	2010.9	9,499	中心市街地外
11	神島モール店	黒瀬	2001.1	8,925	中心市街地外
12	グリーンモール山室ショッピングセンター	山室	1994.7	7,801	中心市街地外
13	スーパーマーケットバロー石坂店・コメリホームセンター石坂店	石坂	2012.9	7,323	中心市街地外
14	スーパーマーケットバロー北の森店	森	1985.11	7,019	中心市街地外
15	富山五福ショッピングセンターアリス	五福	1999.3	6,982	中心市街地外
16	テックランド富山金泉寺本店	金泉寺	2009.7	6,612	中心市街地外
17	DCMカーマ富山問屋町店	問屋町	2006.4	6,530	中心市街地外
18	DCMカーマ呉羽駅北店	高木西	2024.11	6,522	中心市街地外
19	ニトリ富山店	秋吉	2000.12	6,500	中心市街地外
20	DCMカーマ富山本郷店	堀川本郷	2009.6	5,914	中心市街地外
21	グリーンバレー大沢野	上大久保	1997.10	5,883	中心市街地外
22	堀川本郷ショッピングセンター	堀川本郷	1997.10	5,539	中心市街地外
23	八尾Sタウン・風の街モア	八尾町	1997.10	5,443	中心市街地外
24	原信下飯野店	下飯野	2019.8	5,330	中心市街地外
25	ケーズデンキ富山本店	太郎丸本町	2021.9	5,301	中心市街地外

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
26	DCMカーマ富山大広田店	中田	2015.3	4,988	中心市街地外
27	テックランドNew富山婦中本店	婦中町	2007.6	4,968	中心市街地外
28	文苑堂TUTAYA豊田店	豊田町	2015.9	4,580	中心市街地外
29	albis羽根店	羽根	2005.12	4,523	中心市街地外
30	DCMカーマ呉羽店	呉羽町	1980.11	4,262	中心市街地外
31	イオンタウン上飯野	上飯野	1997.9	4,237	中心市街地外
32	キョーエイキャロット1店	下大久保	1997.7	4,221	中心市街地外
33	ケーズデンキ富山豊田店	豊田町	2017.5	4,165	中心市街地外
34	ジョースン富山本店	田中町	2018.9	4,099	中心市街地外
35	大阪屋ショップ呉羽店	北二ッ屋	2002.12	4,078	中心市街地外
36	原信呉羽店	高木西	2024.11	4,045	中心市街地外
37	アクロスプラザ富山掛尾（ゼゼオ）	掛尾町	2026.6	3,725	中心市街地外
38	水橋ショッピングセンターミューズ	水橋市江	1994.11	3,705	中心市街地外
39	アルビス大広田店	中田	2025.5	3,666	中心市街地外
40	スギ薬局富山二口店	二口町	1989.9	3,471	中心市街地外
41	エディオン富山中川原店	中川原	1995.7	3,411	中心市街地外
42	アルビス新庄店	新庄銀座	2007.12	3,400	中心市街地外
43	大阪屋ショップ新庄店	新庄町	2019.3	2,986	中心市街地外
44	赤田ショッピングセンター	赤田	1999.3	2,932	中心市街地外
45	ジョイフルシマヤ豊田店	豊田本町	1995.1	2,817	中心市街地外
46	テックランド富山山室店	山室	1998.11	2,803	中心市街地外
47	スーパーマーケットバロー窪新店	窪新町	2003.12	2,769	中心市街地外
48	TSUTAYA BOOKSTORE 藤の木店	開	2000.5	2,643	中心市街地外
49	マンガ倉庫富山店	黒崎	1981.9	2,640	中心市街地外
50	スーパーマーケットバロー黒瀬店	黒瀬	2009.7	2,612	中心市街地外
51	ジョーシン富山南店	大町	2016.7	2,427	中心市街地外
52	アルビス大久保店	下大久保	2007.7	2,334	中心市街地外
53	アルビス婦中速星店	婦中町	2024.10	2,203	中心市街地外
54	ドン・キホーテ富山店	掛尾町	2007.8	2,201	中心市街地外
55	モリワンワールド富山本店	今泉西部町	2001.10	2,137	中心市街地外
56	スーパースポーツゼビオ富山蜷川店	蜷川	1995.6	2,110	中心市街地外
57	ジーユー富山天正寺店・ホダカ富山店	天正寺	2015.10	2,089	中心市街地外
58	大阪屋ショップ上飯野店	上飯野	2017.3	2,063	中心市街地外
59	アルビス経堂店	経堂	1995.6	2,048	中心市街地外
60	アルビス高原町店	中川原	2016.9	2,000	中心市街地外
61	スギ薬局小杉店	小杉	1994.11	1,975	中心市街地外
62	バロー本郷ショッピングセンター	本郷町	1993.5	1,951	中心市街地外
63	アップルガーデン	栄町	2003.8	1,946	中心市街地外
64	大阪屋ショップ婦中店	婦中町	1995.3	1,925	中心市街地外
65	大阪屋ショップ本郷南店	本郷町	1998.12	1,880	中心市街地外
66	エディオン富山店	布瀬町南	2002.7	1,878	中心市街地外
67	大阪屋ショップ城川原店	城川原	2015.6	1,842	中心市街地外
68	大阪屋ショップ藤木店	開	2000.12	1,774	中心市街地外
69	ユニクロ富山豊田店	豊田本町	2012.10	1,746	中心市街地外
70	大阪屋ショップ豊田店	豊田町	2020.11	1,739	中心市街地外

No.	店舗名	所在地	建物設置年月	店舗面積（㎡）	所在エリア
71	アルビス呉羽本郷店	本郷	2006.11	1,710	中心市街地外
72	大阪屋ショップ下堀店	下堀	2019.10	1,681	中心市街地外
73	クスリのアオキ岩瀬東店	中田	1995.8	1,678	中心市街地外
74	BOOKOFF富山黒瀬店	黒瀬北町	2004.12	1,672	中心市街地外
75	ラ・ムー富山北店	中田	2026.5	1,660	中心市街地外
76	ワシントン靴店今泉本店	今泉	2006.9	1,655	中心市街地外
77	クスリのアオキ富山豊田店	豊田町	2024.5	1,639	中心市街地外
78	大阪屋ショップ秋吉店	秋吉	2018.9	1,637	中心市街地外
79	Vドラック北の森店	森	2022.6	1,623	中心市街地外
80	ディスカウントドラックコスモス綾田店	綾田町	2020.10	1,618	中心市街地外
81	大阪屋ショップ太郎丸店	太郎丸本町	1995.8	1,554	中心市街地外
82	クスリのアオキ四方店	四方	2023.11	1,552	中心市街地外
83	ディスカウントドラックコスモス大広田店	中田	2020.5	1,516	中心市街地外
84	ディスカウントドラックコスモス大沢野店	長附	2021.5	1,510	中心市街地外
85	とやま生活協同組合 CO・OPきょうどう店	経堂	2025.10	1,502	中心市街地外
86	アルビス奥田店	下新本町	2011.7	1,500	中心市街地外
87	クスリのアオキ八尾南店	八尾町	2021.10	1,426	中心市街地外
88	クスリのアオキ五福店	五福	2021.10	1,350	中心市街地外
89	クスリのアオキ婦中店	婦中町	2006.6	1,346	中心市街地外
90	クスリのアオキ下大久保店	下大久保	2021.3	1,341	中心市街地外
91	ゴルフ5富山店	二口町	1994.12	1,340	中心市街地外
92	クスリのアオキ富山大島店	大島	2021.12	1,339	中心市街地外
93	クスリのアオキ五本榎店	五本榎	2023.5	1,312	中心市街地外
94	ダイソー富山大広田店、ワークマンカラーズ富山大広田店	中田	2026.5	1,303	中心市街地外
95	ファッションエディター　ノナ	婦中町	1971.10	1,296	中心市街地外
96	粟島プラザ	粟島町	1994.10	1,278	中心市街地外
97	クスリのアオキ婦中東店	婦中町	2026.5	1,270	中心市街地外
98	クスリのアオキ長江本町店	長江本町	2024.4	1,260	中心市街地外
99	クスリのアオキ西荒屋店	西荒屋	2022.10	1,258	中心市街地外
100	大阪屋ショップ五福店	五福	2021.5	1,218	中心市街地外
101	ウエルシア富山奥田店	奥田町	2019.6	1,217	中心市街地外
102	ウエルシア富山天正寺店	天正寺	2023.11	1,215	中心市街地外
103	ウエルシア富山上滝店	上滝	2024.11	1,203	中心市街地外
104	スギ薬局赤江店	赤江町	1975.11	1,197	中心市街地外
105	クスリのアオキ大沢野店	上大久保	2013.7	1,191	中心市街地外
106	クスリのアオキ下飯野店	下飯野	2019.7	1,189	中心市街地外
107	ダイソー＆アオヤマ富山田中町店	西新庄	2000.1	1,180	中心市街地外
108	ファッションセンターしまむら西長江店	西長江	1995.7	1,134	中心市街地外
109	ファッションセンターしまむら鍋田店	中冨居新町	2010.3	1,119	中心市街地外
110	シメノドラック八尾店	八尾町	1998.4	1,010	中心市街地外

（資料：東洋経済「全国大型小売店総覧 2027」）

【中心市街地を除く富山市全体の大規模小売店舗位置図】



11. その他中心市街地の活性化に資する事項

［1］都市計画等との調和

中心市街地は、富山市都市マスター―プランに掲げる『公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中型のコンパクトなまちづくり』における市域全体の拠点（都心）として位置づけられることから、第 2 次富山市総合計画基本構想に掲げる基本理念、都市像の実現や、第 3 期富山市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる基本理念、基本目標、さらには富山市立地適正化計画に掲げられる都心地区における望ましい将来像の実現に貢献すべく、これを牽引し、これまで以上に質の高いまちづくりを目指すこととしている。

（1）第2次富山市総合計画（平成29年度～令和8年度）

■ 基本理念
安らぎ・誇り・希望・躍動
■ 都市像
人・まち・自然が調和する活力都市とやま
■ 基本目標と施策の大綱
（1）すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政策１ すべての世代が学び活躍できるひとづくり
政策２ いつまでも元気で暮らせる健康づくり
政策３ 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり

（2）安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市･環境】
政策１ 人にやさしい安心・安全なまちづくり
政策２ コンパクトなまちづくり
政策３ 潤いと安らぎのあるまちづくり
政策４ 自然にやさしいまちづくり

（3）人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち【活力･交流】
政策１ 新たな価値を創出する産業づくり
政策２ 観光・交流のまちづくり
政策３ いきいきと働けるまちづくり
政策４ 歴史・文化・芸術のまちづくり

（4）共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち【協働･連携】
政策１ 市民協働による共生社会づくり
政策２ 市民の誇りづくり
政策３ しなやかな行政体づくり

（2）第3期富山市まち・ひと・しごと総合戦略（令和7年3月策定、令和8年3月改訂）

■ 基本理念
コンパクトシティ政策の深化による、人口減少社会に適応する
都市リノベ―ションと、個人・企業の成長・潤いの実感

■ 基本目標

1 産業活力の向上により、安定した雇用を創出する
2 交流・定住を促進し、富山市への新しい人の流れをつくる
3 生活環境の一層の充実を図る
4 持続可能な都市経営・まちづくりを推進する

（３）富山市都市マスター―プラン（令和8年3月策定）

■ まちづくりの理念

『公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を市民や事業者の皆さんと目指す。

（１）徒歩と公共交通により「車に過度に頼らない生活の実現」
（２）お団子と串から成る「多核型の都市構造」
（３）都市アセットを最大限に活かした「都市の再構築」

■ 取組の柱

特色ある徒歩圏（色付けされたお団子）と利便性や質の高い公共交通（使いやすい串）によるコンパクトな都市構造の実現に向けた取組の４本柱を設定している。

取組の柱① まちづくりの基軸となり、多面的な価値をもたらす「公共交通の活性化
取組の柱② 市民が公共交通利用を意識した居住地選択ができる「公共交通志向型居住の推進」
取組の柱③ 地域の個性を活かし、魅力を最大化する「中心市街地をはじめとした拠点の形成」
取組の柱④ 人口減少下における道路・土地・建物などの総合的な「都市空間マネジメントの推進」

■ 地域生活拠点の生活像「都心地区・都心コア」（中心市街地が含まれる拠点）

都心地区では、市全域とのつながりを感じながら、創造性と賑わいに満ちた活力あ る暮らしが広がっています。

また、広域的な都市機能と生活に必要な機能が集積し、 緑と調和した人中心のまちで、市民は便利で快適な都市の生活を楽しんでいます。

都心コアを中心に、徒歩や公共交通で回遊しやすい移動環境とリノベ―ションによ り魅力を増した建物や公共空間が、沿線の良好な都市景観と調和し、市民や来街者を 惹きつけ、居住だけでなく、業務や交流、余暇活動などの多様な活動が生まれること で、民間の活発な投資や市民による新たな挑戦・起業につながっています。

■ 富山中央地域のまちづくりの目標（中心市街地が含まれる地域）

富山中央地域では、多くの市民や来街者が利用する拠点性、都市の諸機能の集積、水辺や 緑、城址公園をはじめとした歴史文化資源などを活かし、まちづくりを推進するため、次の目標を設定している。

（１）質の高い生活や豊かな都市活動が生まれる都心地区の形成
（２）本市の「顔」としての都心コアエリアの形成
（３）公共交通の活性化と連携した良好な居住環境の形成
（４）人中心の快適で賑わいのある都市空間の形成
（５）都市の水辺や緑、歴史文化資源に親しめる場の形成
（６）安全・安心なまちの形成

（４）富山市立地適正化計画（平成29年3月策定、令和5年11月変更）

■ 正化計画の位置づけ

富山市立地適正化計画は、長期的なまちづくりの方針を示す「富山市都市マスター―プラン」の一部に位置付けられる。また、本市では、これまで「富山市都市マスター―プラン」と将来の公共交通のあり方を示す「富山市公共交通活性化計画」が連携して、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりに取り組んできたことから、立地適正化計画においても「富山市地域公共交通網形成計画」と連携し、コンパクトなまちづくりの実現を目指すものとなる。

■ 都心地区

中心市街地は、都市マスター―プランにおける「都心地区」に該当し、望ましい将来像として、以下が設定されている。

【望ましい将来像】
・商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サ―ビスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい広域的な都市機能が充実している。
・居住者のための日常生活に必要な都市機能も充実している。
・商業・業務機能が集積し、就業の場が充実している。

［2］その他の事項

○環境未来都市

富山市は、国の新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）において、「21 の国家戦略プロジェクト」に位置付けられた「環境未来都市」構想に基づき、平成 23 年 12 月に「環境未来都市」に選定された。

「環境未来都市」構想とは、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市を「環境未来都市」として選定し、国が様々な支援を講ずることにより、環境、超高齢化対応等の面で、世界に類のない成功事例を創出するとともに、その成功事例を国内外に普及展開することを通じて、新産業の創出や地域活性化など我が国全体の持続可能な経済社会構造の実現を目指すものである。

富山市は、「コンパクトシティ戦略による富山型都市経営の構築～ソ―シャルキャピタルあふれる持続可能な付加価値創造都市を目指して～」と題し、従来から実施してきた「コンパクトなまちづくり」の取組を中心としながらも、伝統産業である薬業を活かした新たな産業振興や、豊かな水資源や森林資源といった地理的特性を活かした再生可能エネルギ―の導入など、先進的かつ独自性のある事業を盛り込み、「誰もが暮らしたい・活力のあるまち」の実現を目指すこととしている。

○SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業

内閣府は SDGs の達成について、優れた取り組みを提案する自治体の 29 都市を「SDGs 未来都市」とし、また、特に先導的な取組の 10 事業を「自治体 SDGs モデル事業」として選定している。富山市は、平成 30 年 6 月 15 日に「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」の両方に選定された。令和 3 年 3 月には、新たに「第 2 次富山市 SDGs 未来都市計画」を策定し、取組みを進めている。



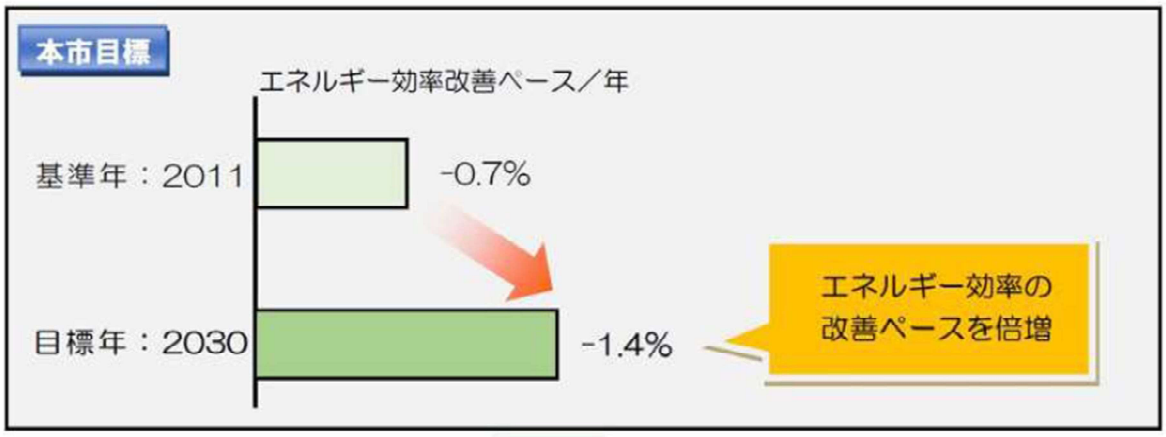
○エネルギー効率改善都市

富山市は平成 26 年 9 月 23 日に「環境未来都市」や「環境モデル都市」としてこれまで取り組んできた実績や、将来的にエネルギーの効率の改善が期待できる点などが評価され、国際連合の SEforALL （Sustainable Energy for All：万人のための持続可能なエネルギー）における、「エネルギー効率改善都市」に国内で唯一選定された。

「エネルギー効率改善都市」に選定されたことを受け、国際連合 SEforALL が掲げる目標達成に貢献すべく、本市のエネルギー効率改善ペース向上を目指した、「富山市エネルギー効率改善計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

【富山市エネルギー効率改善計画における目標と中心市街地関連の取組方針（抜粋）】

【目標】



【取組方針（抜粋）】

取組方針１　公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり

- 公共交通ネットワークの形成やシームレスな移動環境の形成
- 中心市街地や公共交通沿線での商業・医療・福祉等の都市機能の集積と併せた高効率なエネルギーシステムの導入
- 郊外の戸建住宅からまちなか・公共交通沿線の集合住宅への住み替えとあわせた省エネ性能の向上

公共交通の活性化	● LRT ネットワークの形成（路面電車の南北接続等）
	● 公共交通の基盤整備（富山駅周辺整備等）
	● 公共交通の利用促進（交通系 IC カードの利用拡大等）
	● 交通行動の転換（自転車市民共同利用システムの利用促進等）
中心市街地や公共交通沿線への機能集積	● 都心及び公共交通沿線居住の推進（住宅の建設・取得への支援等）
	● 中心市街地の活性化（都市再開発の推進等）
	● 地域拠点の育成（セーフ＆環境スマートモデル街区の整備等）